

經濟論叢

第七十四卷 第二號

- 幕藩體制の危機について……………堀 江 英 一 (1)
- 阿波藩における近世村落の形成過程……大 槻 弘 (3)
- 宮津藩における農民的商品經濟をめぐる
領主と農民の關係……………池 田 敬 正 (21)
- 近世村落の構造變化と村方騒動……………内 藤 正 中 (39)
-

[昭和二十九年八月]

京都大學經濟學會

阿波藩における近世村落の形成過程

——阿波藩經濟史研究(一)——

大 槻 弘

は し が き

この小論は阿波藩のうち、とくに北方の吉野川沿岸、のちに藍作の中心地帯となった地域における近世村落の形成——下人・小家の解放の過程を考察したものである。これは阿波藩における農民的商品經濟と封建權力の對應關係を明らかにしようとするところみの一部分をなすため、藍作地帯をえらんだのであるが、ここでは徳川初期以來の中世土豪的地主がしたいに崩壊するのに即應し、小農民の自立化が廣汎に展開し、下部構造としての村落構造の變質に相應じて封建權力が商品經濟に依存しはじめた過程を明らかにした。下人・小家の解放を推進した基盤に元祿期以降の農民的商品經濟の發展——藍作の發展があつたが、小農民の獨立を劃期として藍作農業と藍玉の加工生産は飛躍的に増大する。これに對應して封建權力は發展した藍葉の成果を吸収し、藩財政の窮乏を救うため、江戸藍問屋の株仲間結成、享保一八年(一七三三)には葉藍の專賣制度施行、さらに在株制度として玉師株の結成などをおこ

なうが、大規模な惣百姓一揆によってすべての統制は水泡にきしてしまふ。この點については、ひきつづき發表を豫定している「阿波藩における葉藍專賣制度の成立過程」で分析し、さらに「阿波藩明和の改革と藍商の確立」では惣百姓一揆（專賣反對一揆）後の封建權力による村内分裂策として、藩權力と特權的な藍商の妥協の上になる明和三年の藩政改革および舊專賣組織の復活をとりあげるとともに、安永—寛政以降にたいに寄生地主的性格をおびてくる藍商を検討してみた^(一)考えている。以上のような経緯から「阿波藩における近世村落の形成過程」をとりあげたのであるから、これは三部作の(一)になるものである。

一 封建權力の構造

尾張・美濃地方が織豊政權の發生地盤であつたのに對し、阿波は細川、三好、松永、長曾我部という戰國大名の強固な最後の堡壘であつた。ことに細川の下屋形が阿波にあり、京屋形とたえず交流したばかりでなく、應仁の亂以降は京屋形をしのぐ勢力であり、また下屋形の執事をつとめた三好氏は次第に力をえて、永祿三年（一五六〇）には短期間ながら山城、攝津、河内、大和、和泉、淡路、阿波、讃岐、播磨を所領とするなど、京都を中心とする政變との接觸はきわめて深かつた。天正一〇年（一五八二）土佐の長曾我部元親の侵攻をうけ、三好黨ならびに下屋形は没落しざるが、全國的動亂の變化にそくした興亡を約一世紀にわたり展開したということができる。

給地制度

蜂須賀家政が秀吉から一八萬石をあたえられ、阿波に入國したのは天正一三年（一五八五）六月である。同年四月秀吉とともに長曾我部を攻略した時の軍功により、播州龍野から轉封されたものであるが、その後徳川氏との縁

組や大阪の陣における功績が認められ、あらためて元和三年（一六一七）淡路七萬石餘が加増されたことにより、徳川封建體制の一環として幕末にいたる礎地は整備された。

阿波藩では徳島に城下町をつくり家臣團を集住させる一方、中世的な遺制と考えられる給地制度を明治の廢藩まで一貫して施行したのである。給地制度を實施した藩は慶安―元祿（一六四八―一七〇三）では全國諸藩のうち一五%をしめるが、⁽²⁾ 隷屬農民の獨立化がすすみ、純粹封建體制が確立するにしが、給人支配という中間的支配形態は急速に消滅または變質の過程をたどりはじめた。會津、上田、松本、諏訪の諸藩は消滅した例であり、⁽³⁾ 加賀藩、松代藩は變質した例である。⁽⁴⁾ 阿波藩の場合は後者に屬するものであり、このことは藩財政の窮乏を打開する一策と

表1 名東郡中御藏地・拜領地別表

	慶長9年※	天保5年※※
御藏地のみ村	0	6
拜領地のみ村	37	9
兩者併存の村	11	39
計	48	54

備考

※ 天保5年寫 | 名東郡中慶長九年御檢地御拜領高書抜帳 | (京大文學部國史教室所藏) による。

※※ 「天保五年阿波國名東郡鄉村高帳仕出元控」 (京大文學部國史教室所藏) による。

て、明和七年（一七七〇）には三年をかぎって家臣の祿の五割、安永四年（一七七五）には四年をかぎって祿の六割を藩庫に供出させたこと⁽⁵⁾ から明らかであるが、ともかく廢藩まで給地制度を存続した阿波藩は入封の當初から大きい特質をもっていたことができる。安政五年（一八五八）阿波藩二八〇、三八九石は御藏地（直轄領）一六九、四八〇石（六〇%）と拜領地（給地）一一〇、九〇九石（四〇%）とに配分されているが、さらに一村内に御藏地と拜領地とが併存し、これを名東郡の全村についてみれば表1のようである。

つぎに一村は幾人かの給人によって分割され、⁽⁶⁾ 一人給人はいくつ

かの村に散在する拜領地を支配したのであり、一村を一給人が集中的に支配するのは極く稀な場合でなかったかと考ふる。こうした土地の領有形態にもとずき村落支配の體制をかたちづくるが、農民は表2名東郡府中村の例のように分割され、いづれかの給人に隷屬していたのである。

表2 府中村御藏・給人別家数人数表

		石	戸	人
		447.41732	75	297
御藏高	河守	192.13	10	40
	彌平	0.038	0	0
	門衛	118.906	17	82
	之助	10.	2	10
	助	2.16568	0	0
	忠	53.57	13	49
計		824.516	117	478

備考

「國府町史資料」82頁、弘化3年村高調による。

さに反撥するものであり、徳島城下の給人屋敷を襲うもの、あるいは越訴によって藩主に窮状をうったえるものなどがあつたが、織部騒動は拜地百姓數百人が給人にあたる家老の屋敷へ前後二回にわたつて押しかけ、ついに諸物物の免除を獲得した典型的な例であり、農民の抵抗が激しかったことを明らかにしている。

貢租関係の上から御藏地と拜領地を比較するとき、後者の搾取率の方がより高率であると云われているが、阿波藩のばあいも決してその例外でない。拜領地の貢租は御藏地にはほぼ準據するものであるが、負擔は高率であり、農民の離村は高米地率地域（總石高のうち給地が占める割合の大きい地域）に多く、「藏入地と知行地で當反計算で、一毛田では米で約一斗五升、二毛田では米で約一斗五升、麥約七斗八升の差があつて、藏入地に比べて知行地は遙に收益は少い」と指摘されている。寶曆六年（一七五六）の那賀郡仁字谷の織部騒動、天明四年（一七八四）の那賀郡椿村の椿騒動、天明五年（一七八五）の麻植郡飯尾村の飯尾騒動、文化年間（一八〇四—一七）におこつた阿波郡大俣村の上喜來騒動などは、ことごとく給人の年貢徴收の苛酷

郷士・原士層の形成

天正一三年の入封後慶長にわたり、阿波全土は檢地の對象となり、檢地は嚴行されたが、中世土豪的地主と考えられる舊名主⁽¹¹⁾地侍層は舊來の特權を維持しようと執拗な反抗をくわだて、多く山間地に蟠居して、延享元年（一七四四）の釣井騒動まで檢地反對の運動を斷續的に展開する。黒正氏の百姓一揆年表によれば五件をかぞえるが、これらの鬭争形態はひとしく初期一揆の例にならぬ⁽¹²⁾、隷屬農民を多數所有する舊名主層の指導によつていた、ことに慶安年間（一六四八—五二）板野郡中喜來村の庄屋三木宗桂は檢地を拒否し、最後まで藩命にしたがわなかったが、慶安三年に斬首されたが、その結果この村は檢地をまぬがれるという稀有の成果をえている⁽¹³⁾。しかし全然檢地をおこなわなかつたとみるのは、最も頑強に檢地をこぼんだ祖谷の場合を考えて、早計のようにも思う。祖谷の檢地は少なくとも慶長一七年以前に完了していると考えられるが、つぎに示す覺書は全耕地に對して檢地が行われなかつたか、もしくは扶持として與えられ、藩權力と舊名主層とが妥協したことを立證している。

覺書の寫⁽¹⁴⁾

急度准筆候乃而其谷名主共持來之名職當檢地之上等無之分爲扶持指遣者也

慶長拾七月八日

藩 庵

書印

祖谷山中名主共

右の覺書からうかがえるように、祖谷山を中心とする山間地帯においては蜂須賀入國以前に數村を支配していた土豪や有力な名主層は郷士また郷高取として三〇石から百石までの祿を給され、從來の特權の部分的な存續がはかられたのである。この山間部に對し平坦地帯では原士層が形成された。原士とは開墾により郷高取の次、庄屋の上

という士格をえた有力な舊名主であり、その起源は藩主忠英（四代）の治世（元和六―承應三年）に荒蕪地の開發が獎勵され、笹山彌五右衛門、井上理三兵衛、包彌次郎、佐藤五郎兵衛の四人におの切りひらき祿とするよう給與されたことにあるという。⁽¹⁵⁾その後原土は増加し、光隆（五代）の治世（明暦元―寛文五年）には本家六〇人、小家一二〇人程というからかなりの急増である。原土は舊名主⁽¹⁶⁾地侍懷柔策として、また新田開發獎勵策としてつくられたのであるから、この意味においては土佐藩の野中兼山時代の郷士とまったく同質のものである。⁽¹⁷⁾

村落構造

祖谷山のように檢地が徹底的におこなわれず、竿の入らない部分を残したとしても、小農民自立政策がともかく檢地帳記載の上に如實にあらわれ、居屋敷をもたぬ隸屬農までが登録され、すくなくならぬ者が本百姓として法政上の身分を定立したことは、村落の下部にまで支配力を貫徹しようとする藩の意圖を端的に表明する。慶長一七年（一六二二）の三好郡祖谷山内我橋西名土地所有階層別構成をみると表3のようである。

表3 慶長17年祖谷山我橋西名土地所有階層別構成

	戸数	土地所有
5町以上	1} 0	1戸 反 54.019
2-5		
1-2	0} 1	6.412
5反-1		
3-5反	2} 10	17.311
1-3		
1反以下	3}	
	戸 12	反 77.812

備考「西祖谷山村史」208-15頁。

記載人数一二人のうち一人は名木（名志）、五人は本百姓、四人は「年寄やくに不立下人」で以上一〇人はやしきをもっているのに對し、身分規定を別記されず、やしきをもたぬ太郎左衛門は九畝、太郎三郎大夫は二畝一〇歩の耕作權を有しているにすぎない。土地所有による階層別構成からみれば、本百姓の平均反畝が三反四畝であるのに對し、彦太郎と呼ばれる名本は五町四反餘で、その支配力の

隔絶さを示しているが、上記のやしきをもたぬ兩人は名本の家内奴隷に近い存在でなかったかと考ふる。すなわち元和六年（一六二〇）の刀狩反對一揆にやぶれた結果、この強訴に参加するとせざるとにかかわらず祖谷の農民はすべて名子下人におとされ、「名子は政所に對して年三人役、名主に對しては國境警備の名目の下に月五人役、且つ下人は無制限の夫役を負擔」したのである。

つぎに吉野川沿岸の、ものに藍作中心地帯となつた地域の土地所有による階層別構成を天正一七年の麻植郡之内喜來村檢地帳と慶長九年の名東郡東黒田村檢地帳からみれば、表4・5のようである。

表4 天正17年喜來村土地所有階層別構成

	戸 數	同比率	土地所有比率
6町以上	1	20%	63%
5—6	1		
4—5	2		
3—4	1		
2—3	4		
1.5—2	4	31.1	29
1—1.5	4		
5反—1	6		
2—5反	12	48.9	8
1—2	4		
1反以下	6		
計	45戸	100%	100%

備考 徳島縣麻植郡鴨島町公民館所藏文書より。

表5 慶長9年東黒田村土地所有階層別構成

	戸 數	同比率
8町以上	2	20%
5—8	3	
3—5	4	
2—3	14	
1.5—2	4	34.8
1—1.5	14	
5反—1	22	
1—5反	42	45.2
1反以下	10	
計	115戸	100%

備考 徳島縣名東郡北井上村役場所藏文書より。

兩村とも田の記載は一筆もないという完全な畠作地帯であり、わけても喜來村は元和の初頭播州から初めて藍草を移植した奥島にごく近接した村落という阿波全土のなかでもすぐれて肥沃な地帯の村落である。戸數からみれば東黒田村は喜來村に倍する大いさをもつが、階層の構成において相似た様相をしめし、記載戸數の約半數をしめる

表6 延寶2年名東郡井戸村石高階層別構成

	戸数	全比率	階層 石高	内高 石高	全比率
40石以上	2	9戸	89.6205	0	66%
30—40	0				
20—30	7	10	162.2545	49.42	31
15—20	3				
10—15	4				
5—10	3				
2—5	3	4	11.2515	.9703	3
2石以下	1				
	23戸	100%	381.946		100%

備考 徳島縣名東郡南井上村字井戸湯淺信成
氏所藏支書より。

小農民が檢地帳にあらわれていることは、「三反以下の登録人が一般に近畿に多くて邊境に少なく……より先進地と思われるところでは特に多くて全體の八割以上を占め」ということや、いわゆる「初期本百姓」のみを檢地帳に記載し、かれらの隸屬農民をのせなかつた會津幕内村の例を考へる時、地域類型を設定する上に、また初期本百姓の變容を検討する上に一つの素材を提供する。なお喜來村の場合、下人として記載された者は三名で、その反畝は源五郎下人一反四畝一一步、大夫右衛門下人二畝二七步、了本下人一畝一五步であり、このうちやしき地をもたぬ者は了本下人だけである。これに對し下人をもつ隸屬農主は源五郎五町四畝一六步、大夫右衛門六町八反四畝二八步で村内最高、了本一町五畝二六步などである。村の全戸數および人數が不明であるため、喜來村四五戸が果して全戸數であつたのか、作職の所有者はもれなく記載されたのか、この點は斷定をゆるさないが、少なくとも那賀郡・麻植郡の各村々へ下された蜂須賀氏の知行給與狀の例により、帳はずれが多かつた⁽²¹⁾というのは危険をおかすものであると云いうる。

延寶二年（一六七四）の名東郡井戸村棟附人改御帳により、つぎに延寶期の村落構成をみると表6のようである。

井戸村は吉野川から約三軒南の地點に位し、藍作地帯の一部に屬する村落で、すでにのべた喜來村や東黒田村と同じ條件をそなえるが、表6の階層構成と表4・5のそれを比較するとき、ここに大きな相違があることをみいだす。それは戸數において

下層農民のしめる比率が異常に低いのに反し、上・中層農民の割合が高いことである。この現象は慶長から延寶期にかけて農民階層に變化があつたため生じたのでなく、表を作成するのに利用した資料によるものだと考える。表4・5は檢地帳によつたのに對し、表6は身居（身分）を決定し、夫役を課する對象を調査する目的のためにつくられた「棟附帳」にもとずいたのである。棟附帳の記載内容を延寶二年の井戸村棟附帳により例示すると次のようである。

高四拾五石貳斗五升

本百姓

一 壹 家

八右衛門

歳貳拾五

壹 人

八右衛門親

休

同八拾五

壹 人

八右衛門をい

伊之助

同拾三

壹 人

八右衛門下人

仁藏

同七ツ

小家

八右衛門下人

佐右衛門

同五拾

壹 人

佐右衛門子

石

同六ツ

……中略……

高拾石壹斗壹升九合

一 壹 家

百姓

忠兵衛

同四拾八

阿波藩における近世村落の形成過程

第七十四卷

七五

第二號

一一

壹 人 忠兵衛子 藏 歳拾七

壹 人 忠兵衛子 七 同四ツ

小家 忠兵衛弟 作左衛門 同三拾八

壹 人 作左衛門子 金 藏 同九ツ

壹 人 買人 作十郎 同貳拾八

此者名西郡中嶋村善左衛門子貳年切
本銀返シ買申候

小家 忠兵衛親 孫左衛門 同七拾八

以下略

右の簡単な例からも部分的にうかがえるのであるが、棟附帳から ①農民の御藏地・拜領地別所屬關係および持高、②隸屬關係とくに戸籍上の從屬關係と家屋所有の有無および家數、③隸屬關係とくに壹家との血縁・非血縁の別、④男子の人數と年齢（中期以降は女子も記載）、⑤職業、⑥牛馬の所有（正徳以降）などが明らかにになり、名寄帳をつくらなかつた阿波藩は棟附帳に名寄帳の役割をになわせたと考えられる。「檢地帳が屋敷をもつ舊名主系の有力農民の他に、屋敷をもたない新興の耕作權所有者をも登録したのに對して、名寄帳は屋敷をもつた舊名主系の比較

的有力な農民のみを登録した」ということに照應し、棟附帳に持高を記載された者は豊家とよばれる者に限定されているが、これに對し檢地帳に登録された者はおそらく小家以上の者であろう。ところで小家のなかに忌懸いみかけ（血縁者）と忌外いみけがら（非血縁者）とがあり、血縁者には直系や傍系がふくまれているのに對し、非血縁者はすべて下人と規定されている。いいかえれば下人と註記された者は獨立の小屋にすみ、豊家の血縁者とともに小家とよばれる型で豊家に隸屬するのを原則とし、豊家とは同居しなかつた。もし同居する場合があるとすれば、保育者のない年少の下人にかざられている。延寶二年の井戸村全戸數七三戸のうち豊家二三戸、小家四九戸、彌宣一戸という割合で、豊家がしたがえる小家數は表7のようにその持高の多寡に正比例するが、このことから豊家の有力なものの中世土壌的地主の色彩が極めて強く、豊家小家の關係は親方子方の關係であつたと考えられる。なお注意を要することは有力な豊家の血縁小家がさらに下人小家を隸屬することであり、一層複雑な關係を豊家とむすぶが、井戸村ではたゞ一件にとどまっている。

表7 豊家持高と從屬小家數の關係

豊家 <small>も</small>	一戸が 小家數	豊家數	豊家の 平均持高
	戸	戸	石
7		1	44.37
6		1	45.25
5		1	28.66
4		3	18.12
3		3	18.8
2		4	15.15
1		2	14.85
0		8	5.11
		23戸	

備考 前出湯淺信成氏所藏
文書「延寶二年名東
郡井戸村棟附人改御
帳」より。

阿波藩における近世村落の形成過程

第七十四卷 七八 第二號 一四

(1) 手東愛次郎氏「阿波史」一四一頁。

(2) 農村史料調査會「近世農村の構造」二頁。

(3) 藤田五郎氏「封建社會の展開過程」二一八—二六頁。上掲書二頁。

(4) 今井林太郎氏「徳川封建社會の成立」二—一三頁(土屋香雄氏編「封建社會の構造分析」所收)。鈴木壽氏「近世農村構造の一形態—松代藩の農村構造—」(歴史學研究一四九號)。

「徳島縣郷土史」一三三頁。

(5) 「徳島縣郷土史」一三三頁。

(6)

名東郡國府周邊村落における
給人數表

村名	村高	給人數	御藏比	地率	領地率
欠野	820石	12人	16%		84%
觀音寺	469	7	4		96
中	525	2	1		99
府	825	6	54		46
早和	467	12	46		54
南岩延	356	15	15		85
北岩延	428	9	32		68
延命	247	11	17		83
延	186	4	11		89

備考

「國府町史資料」78—90頁、弘化8年各村高調より作成。

(7) 今井林太郎氏、前掲論文一一—一二頁。

(8) 桑田美信氏「徳島縣下に於ける二毛作田麥小作料の起源

(9) 岸本實氏「農民多離村地域と高采地率地域」(地理學評論二六卷三號)。

(10) 桑田美信氏、稿本「阿波國百姓一揆」一六一—二〇頁。

(11)

阿波檢地反對一揆年表

年代	地域	原因要求	形態	参加人員
天正13	美馬、名賀	入封反對	暴動	?
元和5	西祖、那谷	刀狩	強訴	670人
慶安元	板野郡	檢地	不訴	?
元文2	祖谷	"	愁	110
延享元	"	"	"	?

備考 ※筆者の附加による。

※※桑田美信氏「百姓一揆」による。

並に變遷」(農業經濟研究五卷三號)。

なお阿波藩における諸は四つ成であり、普通四公六民と云われているが、本租(納升)のほか本租の二割が延米とし賦課されるとともに、五斗俵につき三升三合の入目を課し、また石につき六升を附加徴収したため、事實上は六公四民に近かったと考えられる。

(12) 林基氏「近世における階級闘争の諸形態」二五—四二頁。

(13) 三木氏はもと播州三木城の城主であったが、天正八年秀吉に敗れ、當地に隱遁した(板野郡史)。この事件の經過は桑田氏の前掲稿本による。

(14) 「阿波藩民政資料」(延享祖谷山舊記)一一一六頁。

(15) 「坂野村史」九二頁。

(16) 上掲書九三頁。

(17) 野中兼山時代の郷土起用は、前國主長曾我部氏時代の土着武士が……襪に陥み山内氏に反抗の……状態にあったから、それらの人々をして一定の荒蕪地を開墾せしめ、開

墾成就の曉にその功を賞する意に於て之を郷土となし、開墾地を『領地』と稱して給與……」(松好貞夫氏「土佐藩の町人郷士に就いて」經濟史研究一卷五號)。

(18) 桑田美信氏、前掲稿本。なお四名主彦太郎はこの刀狩反對一揆に参加したが、他の六人の名主とともに「御糺明之上其科御赦免被仰付再度不將申上聞取書紙被爲仰付其儘御立置」かたっている(阿波藩民政資料)一一二六頁)。

(19) 宮川滿氏「郷村制度と檢地」(日本史研究一九)。

(20) 藤田五郎氏「近世封建社會の構造」五四—六三頁。

(21) 宮川滿氏、前掲論文二二頁。

二 近世村落の形成—小家・下人の解放

かつては下人・所従として中世土豪的地主の屋敷内に同居したと考えられる小家が獨立した小屋に住むようになったことは、たとえ小屋の所有權が壹家のものであったとしても、自立化の途をあくみはじめたことを意味する。ことに元祿期(一六八八—一七〇三)を中心として小農民の自立化は一層すすみ、本百姓の形成にともない下人という身分規定の撤廢が各村落内におこってくる。すなわち下人・小家の解放が展開するのである。解放の進展は村内の階層構成に直接反映するため、まず延寶二年から四〇年後にあたる正徳三年(一七一三)の井戸村の階層構成を同年の名東郡井戸村棟附人數御改帳からみると表8の通りである。

表8と表6を比較すれば明らかのように、中層および下層農民の戸數・石高比率がともに増加したのに對し、上層

農民のそれらが減少していることと持高戸数が七戸ふえていることは、延寶から正徳の間（一六七四—一七二三）の階層變化をものがたる。事實、正徳三年の井戸村小家下人放し申書拔帳には解放された一二人を記載しているが、その一例をしめそう。

表 8 正徳3年名東郡井戸村石高階層別構成

	戸 数	同比率	階層内總高石	同比率
40以上石	2	20%	89.925	49.8%
30—40	1		31.4307	
20—30	3		70.8197	
15—20	2	53	32.8973	44.8
10—15	7		84.8027	
5—10	7		55.1937	
2—5	5	27	18.33995	5.4
2石以下	3		2.4906	
計	30戸	100%	385.89935	100%

備考 前出湯淺信成氏所藏文書による。

① 一 壹人

長 四 郎

歳三拾

此者親繁右衛門義立木傳左衛門様御改之節私養父次郎作弟と御帳ニ付上御座候へ共私代ニ小家ヲ放シ壹家百姓ニ仕候處相違無御座候子細者本帳ニ書記シ指上申候

井戸村百姓

作 之 丞

② 一 壹人

六 兵 衛

歳三拾五

此者親彌八郎義立木傳左衛門様御改之節私親治兵衛下人と御帳ニ付上御座候へ共下人ヲ放シ奉公人ニ仕候處相違無御座候子細ハ本帳ニ書記シ指上申候

井戸村宇兵衛小家
十 治 郎

（立木傳左衛門様御改之節というのに延寶二年の棟附改をます）

①は血縁小家が壹家百姓として御藏地の獨立農民に解放された例であり、②は非血縁小家（下人）が奉公人として拜領地内で解放された例であつて、井戸村の場合「得心之上永代下人ヲ放シ」「得心之上小家ヲ放シ」という形式で、解放はすべて無償でおこなわれている。しかし解放の實態はいかなるものであつたらうか。このことを検討

するため表9をつくってみた。

表9 井戸村解放農民の實態

延 寶 期	實 農 主	被解放者名	系 譜	持高分與
八右衛門	衛 兵 衛	市 兵 衛	小家(下)一百姓	石 3066
治 兵 衛	衛 兵 衛	六 兵 衛	一 奉 公 人	0.
"	"	善 助	一 "	0.
宅右衛門	衛 兵 衛	市 之 助	一 "	0.
"	"	元右衛門	一 "	1.211
"	"	太 兵 衛	一 "	0.
與左衛門	衛 兵 衛	與右衛門	小家(血)一百姓	13.2046
傳 三 郎	衛 兵 衛	爲右衛門	一 "	7.0887
治 兵 衛	衛 兵 衛	連 兵 衛	一 奉 公 人	12.3877
七左衛門	衛 兵 衛	孫右衛門	一 "	7.9686
"	"	與治兵衛	一 "	4.83225
治 作 郎	衛 兵 衛	長 四 郎	一 百 姓	9.793

備考 延寶2年および正徳3年の「井戸村棟附帳」と正徳3年の「小家・下人放し申書抜書」とにより作成。

から出百姓と肩書をつけているが、當時漸くさかんになろうとしていた藍玉の加工生産や地主手作的經營にこれら無高農民が雇傭されていたことは容易に考えられるところである。こうした下人・小家の解放は文字通りの本百姓の一齊的成立でなく、その意味では「本百姓の一般的形成」と云われる程のものでない。延寶二年を基點として計算すれば、解放小家二戸に對し未解放小家は三七戸という比率であることや、文化八年(一八一二)の名東郡井戸村棟附御改小家下人放願帳によれば、安永五年(一七七六)に二戸の血縁小家と三戸の下人小家の解放を記載

上の表によれば、解放された一二人の小農民のうち半數が下人小家であり、かれらは一般に壹家から持高を配分されず、たとえ受けたとしても極めて僅少であったのに反し、血縁小家は例外なく持高を分與されている。この無高の解放に關係して、正徳三年の棟附帳は前にあげた六兵衛のことを「寶永元年永代下人を放し壹家奉公人ニ出シ申候然共田地少しも無御座候ニ付佐古八丁目布屋源治郎借家ニ自身口過仕候」と記載しているほか、「元祿拾五年主人甚左衛門永代下人を放し壹家百姓ニ出し申」すと云われ、持高三斗六合六勺を與えられた市兵衛に對し隣郷に出作するという意味

していることなどから、解放は決して延寶——正徳期をもって完結するものでないことがわかる。しかし單なる數量的比較から小家に對する支配隷屬關係を規定しうるものでなく、したがって解放が完結しないからと云つて小農民の獨立化傾向や中世土豪的地主の轉換の輕視を許さない。名東郡府中村棟附人改帳の抜粹によれば、元治元年（一六五八）「一壹家 高十六石三斗五升二合 間人 與助 歲四十四」は延寶二年（一六七四）「一壹家 高二十石七斗九升六合 間人 與助 歲六十」とかなりの土地集積をはかつており、また正徳二年同村の壹家間人百姓八兵衛は高四十石七斗四升九合と間人出身としては顯著な上昇をしめしている。さらに正徳二年の名東郡川原田村御棟附家數人數御改帳によれば、一九戸の壹家が馬七頭牛八頭を所有するのに對し、三七戸の小家は馬八頭牛九頭を所有しているが、牛馬の所有は生産用具の所有を前提とするものであるから、これらの所有の確立は小農民の自立化を物的に支えていたものであるといふことができる。なおこれら隷屬農民の自立化は苦しい斗争のなかから生れてきたものであり、支配權力に對する斗争が槓杆であったことは云うまでもないが、一揆のなかにこそ中世土豪的地主と隷屬農民の關係がはっきり見うけられる。祖谷山は平坦部の村落にくらべて舊名主の力が極めてつよかつたことは前にふれたところであるが、寶曆九年（一七五九）にいたり名子下人は舊名主に對しかれらの手で竿外地の切替畑を請負耕作すること、および名主への年六〇人役は廢止することをスローガンとして強訴をこころみ、全山の名子下人を結集した。この一揆により寶曆一四年（一七六四）には、「名主に對する夫役は年三〇人役に半減せらる」という成果をえているが、このほか延享元年（一七四四）祖谷山釣井名では一六人の名子が主導者となり、餘り地の檢地と餘り地からの年貢上納を拒否したため一六人のうち七人は獄舎につながれるなど、元祿享保以降の一揆において小農民の自立はとくに明らかになつてくる。

元祿期を中心としてはじまる下人・小家の解放に對して藩権力はいかなる對應をしめしたであろうか。徳川初期阿波藩においては藩財政の窮乏化をふせぐ唯一の手段として、他藩と同じく新田開發を獎勵した。入封直後から「河岸沿海の地を開きて水田となすことを獎勵」⁽¹¹⁾たため、慶長七年（一六〇二）にはすでに各村の開發高が記録されている。すなわち表1によれば慶長九年における御藏地・拜領地併存の村は名東郡に一一村をかぞえるが、この一一村は慶長七年に新田高を登録し、御藏地としたために生じたものであり、もし新開がなければ四八村はすべて拜領地であった。その後新開高は上昇し、寛永期にピークをつくるが、小農民の自立化、ことに下人・小家の解放

表10 徳川初・中期名東郡新田開發高

	新田開發高 石	同指數
慶長7—元和9	1937.559	100
寛永元—寛永20	2673.008	137
正保元—寛文3	1207.245	62
寛文4—天和3	636.643	32
貞享元—元祿16	195.340	10
寶永元—享保8	309.937	15
享保9—寛保3	339.917	17
延享元—寛曆13	175.695	9

備考

20年ごとに区分した。「天保五年阿波國名東郡郷村高帳仕出元控」(京大文學部國史教室所藏)により作成。

にもなう賦役勞働力の低減に應じて、新田開發は急速に縮少してゆく。この傾向を名東郡について表示したのが表10である。

藩財政を精強する役割をになつた新田開發が正保元年（一六四四）以降激減したことは、藩財政に重大な影響をあたえるものであり、寛文七年（一六六七）には「國內ニ布達シ庶民ノ獻金ヲ促シ兼テ國益ノ建策ヲ徴セシモノノ如シ」⁽¹²⁾という状態にまでた落ちた。もっとも藩財政逼迫の基本的な原因は、農民的商品經濟の發展にともない、生産物地代にもとづく貢租原則を貫徹しえなくなったところに存在するが、この危機的狀態に

のぞみ、藩権力は従來の新田開發政策を拋棄し、小農民の廣汎な自立化の基盤になつてゐる農民的商品經濟の發展を藍作の發展の成果をつみとろうとしたため下人・小家の解放をこころよく迎えたであろうと考える。解放に際し

ては、組頭庄屋、庄屋、五人組の連判からなる小家下人放願帳にもとずき「小家下人放シ申者共追々被召出自附速水歳兵衛様御連座ニ而重々御糺被極」⁽¹³⁾れたてあるうが、申請したものを却下したという資料は見當らぬとおそくないであろうと考える。かくして下人・小家の解放は近世村落の形成と商業的農業としての藍作の發展の相互作用により下部構造は大きく變質するが、この動向に即應し藩權力は領主的商品經濟の擴充をはかりはじめるのである。

(1) 那賀郡椿村の例では明曆四年(一六五八)、延寶二年(一六七四)、正徳五年(一七一五)、文化八年(一八一二)に棟附改がおこなわれているが(「椿村史」)、他村の場合もほぼこれと相前後する時期に棟附改がおこなわれたと思う。

(2) 下人・小家の解放が阿波藩全土にわたったことは、「小家下人放シ」として「阿波藩民政資料」や多くの郡史・村史に断片的ながら記載されていることから推察される。

(3) 徳島縣名東郡南井上村宇井戸湯淺信成氏所藏。

(4) 拜領地の農民はすべて奉公人または頭入百姓とよばれ、ことに給人との從屬關係が舊來からあった者については先規奉公人、また親規に奉公人になった者については脱出し奉公人と名づけられた。これに對し御藏地の農民を御藏百姓または單に百姓とよぶ。

(5) 小家が壺家間の醸渡の對象となり、他の壺家(小家とし

て從屬するため小家離れする場合は有償であったが、これは解放とは考えられない。したがって「小家離をするには大抵身請銀を出した」(「椿村史」四四頁)という見解は解放に該當するものでない。

(6) 徳島縣名東郡南井上村宇井戸湯淺信成氏所藏。

(7) 「國府町史資料」一七頁。

(8) 阿波南方においては下人・名子に類するものを間人とよんだ。かれらはたとえ壺家になっても三代を経ないうちは間人百姓と附記された。

(9) 徳島縣名東郡北井上村役場所藏。

(10) 桑田美信氏、稿本「阿波國百姓一發」一四頁。

(11) 小野武夫氏「吉野川沿岸の永小作問題」(農商務省農務局「永小作問題に關する調査」其一所收)四九頁。

(12) 「阿波藍沿革史」卷一上—一二頁。

(13) 正徳三年名東郡井戸村棟附御改被仰付候ニ付岡村面之小家下人放シ申書拔帳(井戸村湯淺信成氏所藏)。